

「ASNITE 製品認証機関認定の一般要求事項(PCRP21)」改正要旨

認定センター製品認定課

I. 改正を行う背景

ASNITE 製品認証機関認定の一般要求事項(PCRP21)は、JIS Q 0065、JIS Q 17011 及び JIS Q 17025 等を適用するものとして策定されました。

この方針については変更はありませんが、適用する文書が改定され、文書の明示が必要であること、また、国際認定機関フォーラム(IAF: INTERNATIONAL ACCREDITATION FORUM)より適用する文書のガイダンスが策定されており、これらガイダンスも含めて適用することが、国際基準に照らしまして認定機関に求められているところです。

また、認定センター(IAJapan)は、平成 23 年 6 月 16 日付けで太平洋認定機関協力機構(PAC: Pacific Accreditation Cooperation)との MoU(覚書)に署名し、PAC の正会員(フルメンバー)となりました。

これは、製品認証機関の認定について国際的なステータスが必要となる案件が散見される中で、この後に続く地域相互承認への加盟に向けて認定機関として対応を進めていくこととした最初の対応となります。

これらのことから、上述の対応として本一般要求事項の改正を行うものです。

II. 主な改正内容

2. 現在の認定分野に関する記述(2.3)を削除しました。
3. 引用対象となる版を把握できるように各文書に対して発行年度を記載すると共に、IAF ガイダンス文書等を引用対象として追加しました。
4. 臨時検査の条件を見直しました。
5. 認定基準として PCG101 を追加するとともに、表現の修正・追加を行いました。
6. 認定が取り消された場合に関する記述を(8)として、また、認定に用いられる規格による認証行為の禁止に関する記述を(15)として新たに追加しました。
8. 現地審査に関する内容を具体化しました。
11. 定期検査(全項目検査)と定期検査(部分検査)の組合せによって JIS Q 17011 への対応の厳格化を行いました。

15. 認定の取消しの条件を一部変更し、また検査等の費用を負担しない場合を(9)として新たに追加しました。

Ⅲ. 今後の予定（改正期日）

本案の改正期日は、9月30日を予定しています。

以上